

# 輸送リーダー

2010 January 1  
Vol. 174

## 完成した「きぼう」日本実験棟で野口宇宙飛行士が長期滞在ミッションスタート

地上約400キロメートル上空にあるISS(国際宇宙ステーション)において、かねてより建設が進められていた「きぼう」日本実験棟。2009年7月、若田光一宇宙飛行士により完成し、地球観測・理工学実験などをはじめとしたさまざまな実験を実施できる我が国専用の多目的実験スペースが誕生した。そして2009年12月、日本人で初めてISSでの船外活動を行った野口聡一宇宙飛行士が「第22次/第23次長期滞在クルー」のフライトエンジニアとしてISSでの長期滞在をスタートさせる。野口宇宙飛行士は今回の長期滞中で、「きぼう」において科学実験をはじめとした宇宙環境利用に重点をおく作業を行うことになっており、この長期滞在ミッションを皮切りとする日本の新しい宇宙開発時代の幕開けに、国民から大きな期待が注がれている。



Kibo Mission Control Room-Tsukuba



### 業界羅針盤

前年度比では増額に 22年度概算要求トラック関連予算 環境・安全対策に力点  
全ト協予測 若年大型免許保有者 22年後に44%減少  
評価基準を厳格化 国交省安全マネジメント 中小元請けに手引書

【各論58】

# 社保未加入社員が寮の手すりから転落して死亡!!

— 補償問題で遺族とトラブル —



## ■ 転落の原因を知ることから

会社の寮で社員が2階の窓から転落し、死亡してしまいました。なぜか、この社員は社会保険未加入の状態でしたが、遺族とトラブルにならないために、会社はどのような点に留意しなければならないのかを考えてみましょう。

まず、転落の原因がどこにあるのかという問題です。転落事故が起きた状況、原因が何であるかによって、会社の責任度合いが変わってきます。会社は事故が起きた原因とそれに至る状況をしっかりと把握する必要があります。死亡した社員の落ち度（泥酔や故意に危険な行動をするなど）がなかったのかどうか、また、寮の設備に問題（手すりが腐食していたなど）がなかったのかどうか、転落日時に誤りはないのかどうかなど、十分な情報収集が先決です。

## ■ 転落原因と会社の責任

この死亡事故の原因が、死亡した社員にあるのか、それとも会社にあるのか、によって補償への影響が大きくなります。死亡した社員に大きな過失がなく、会社の管理している施設（この場合は寮）の欠陥（手すりが腐食していたなど）が直接の原因で転落死亡した場合は、会社の責任がとても重くなります。なお、会社の管理している施設の欠陥が事故原因の場合は、労働者災害補償保険の適用になると思われます。ただし、適用にな

るからといって安心することはできません。労災保険で給付を受けても、民事賠償は別に請求されるものです。

【※会社はひとりでも労働者を使用している場合は、一部の適用除外を除き労働者災害補償保険（一般的に労災保険）の適用事業となります。労働者は労働者災害補償保険で業務上の事由又は通勤による負傷・疾病・障害・死亡に対して給付が受けられるようになっています】

## ■ 社会保険未加入の原因は何か

死亡した社員はなぜ、未加入になっているのでしょうか？ まれに、社員本人が給与から社会保険料を控除されることを嫌い、社会保険には入りたくないとのことから、会社も了承し社会保険に加入させないで雇用していることが見受けられます。また、社会保険に加入すべき会社が社会保険の加入手続きをしないこともあり、社会保険未加入の原因が何であるかによっては、トラブルになった時の争点となります。この事故が死亡した社員の過失による場合は、労災保険は適用となりませんので、健康保険の給付および遺族厚生年金が対象となってきます。

## ■ 社会保険未加入の意味

会社で社会保険加入という一般的なには健康保険と厚生年金保険のふたつの加入になります。社会保険に加入してい

れば受け取れたであろう給付が未加入であると、受け取ることが出来ない事態が発生します。一定の基準を満たした社員は、社会保険に加入させることが会社には義務付けられています。本来加入させるべき社員が、望んだにもかかわらず会社の意思で加入させていなかった場合は、遺族から損害賠償請求をされても致し方ないと言わざるをえません。社員本人が社会保険に入ることを嫌い、会社が了承して社会保険に入れなかった場合（決して好ましいことではありません）も、遺族の方がその経緯を知らないことが多く、「なぜ社会保険に加入させていないのか、なぜ給付がもらえないのだ」とトラブルを招く一因になると考えられます。資格要件に満たないための未加入であれば問題ありませんが、本来加入すべき社員が未加入の場合、会社の責任はかなり重くなります。

## ■ トラブル防止のため、会社としてすべきこと

①社会保険に加入すべき社員であれば、きちんと社会保険に加入させること。社員が社会保険に加入したがる場合でも、きちんと説明をし、強制的にでも社会保険に加入させなければなりません。今回の事例であれば、社会保険に加入

していれば受け取れたであろう給付が受けられないことになります。遺族が国民健康保険や国民年金から、給付を受けることが出来たとしても、給付の水準が違いますので、損害を請求される可能性があります。

②事故が起きた時には、迅速に対応すること。事故が起きた場合にどの保険が適用になるか知っておくことも大事です。被災者や家族に正しい説明を行うことができ、手続もスムーズとなりますので、トラブルに発展する可能性を減らすことができますでしょう。

③会社が加入している社会保険や労働保険（雇用保険・労働者災害補償保険）を必要に応じ積極的に活用すること。せっかく会社が保険料の負担をしているのに活用しないことは、とてももったいないことです。

今回のケースのような場合、社員の方が亡くなったわけですから、原因を問わず会社が遺族に対し誠実な態度で接することは、労務管理上からも重要です。社員の皆さんは、身近なトラブルに対し、会社がどういう解決を図るのかを見守っているものです。対応を誤るようなことがあると、トラブルの火種を次々と拡散させてしまう可能性がありますので、最善の配慮が必要でしょう。

## 「ゆとりとゆたかさ」を…。 未来志向の人事労務管理を提案します。

### ■ コンサルティング業務

- ・新規採用時の適正診断
- ・採用・教育、評価システムの設計
- ・コンピテンシー導入・運用、スキル測定
- ・就業規則・賃金規程等の作成
- ・各種助成金・奨励金申請
- ・セクハラ・パワハラなどの相談窓口の設置
- ・社内インディ制度（社内独立制度）導入支援

### ■ アウトソーシング業務

- ・労働保険（労災保険・雇用保険）関係の手続き
- ・社会保険（健康保険・厚生年金保険）関係の手続き
- ・給与計算業務

### DVD『人事労務トラブル110番』Vol.1、2

#### Vol.2の内容

- 「業績時給!? パートタイマーたちの反乱」
- 「社長の好意が裏目に! 長期休業者に手厚すぎる処遇!」
- 「退職した社員が2年分の残業手当を請求!」
- 「健康診断の結果も個人情報保護!」
- 「それってセクハラ!? それとも……個人指導!」
- 「社員のケータイ、業務使用命令は可能か!」

好評  
発売中!

#### 輸送リーダー読者謝恩サービス

Vol.1、Vol.2（各4,980円）同時購入で計9,960円が  
**7,500円**

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷1-15-7 ローヌイケダブル2F  
TEL 03-5799-4864 FAX 03-5799-4848

SRアップ21

検索



URL: <http://www.srup21.co.jp> Email: [honbu@srup21.co.jp](mailto:honbu@srup21.co.jp)